

## 令和2年度第2回射水市地域公共交通活性化協議会会議録

- 1 開催日時 令和2年11月19日(木)  
午後2時30分～午後3時30分
- 2 開催場所 いみず市民交流プラザ(救急薬品市民交流プラザ)  
3階会議室1
- 3 出席者 岩田会長、川腰副会長、大野木委員、草木委員、釣谷委員、  
宮腰委員、原田委員、上野委員、白川委員、水上委員、福  
田委員、高嶋委員、中村委員、豆川委員(代理:徳永氏)、  
助野委員(代理:橋氏)、町野委員、長谷川委員、清水委員  
(代理:田村氏)、石橋委員、片岡委員、武部委員、津田委  
員(代理:春日氏)、板山委員(代理:塩谷氏)  
事務局 星野生活安全課長、保田課長補佐、北川主査、宮林主任  
欠席者 朝日奈委員、塚本委員、中崎委員、佐々木委員

### 4 議題及び協議概要

- (1) コミュニティバス等再編プラン(素案)について 資料
- ・ 再編の時期を8月1日に設定されている理由について教えて欲しい。  
→ 再編時期の設定については、通学での利用者が多いことを踏まえて夏休み中の再編により9月新学期からスムーズに移行していただくことのほか、新年度に入ってから交通会議開催等の手続や周知などを勘案し、8月1日としている。
  - ・ ③番線について、高岡市内の路線廃止とのことだが、高岡市から意見はあるか。  
→ 高岡市とは現時点で協議中。今後も高岡市から意見をいただきながら連携して検討していきたい。
  - ・ ⑩番線が⑦番線快速便となるのは分かりやすく良いと思うが、小杉駅へ通学で使う方も多いと聞く。あいの風とやま鉄道との接続に考慮して快速便の時間を設定する必要があるのではないか。  
また、⑦番快速便が小杉駅南口に接続しているが、北口に接続する必要があるのではないか。あわせて、市役所前から小杉駅方面に向かうときは、県道44号線ではなく、小杉北部線を通る方がスムーズではないか。  
→ 現行の⑩番線のクロスベイ発が9時になっている。これが改正後

の⑦番線快速便が8時42分になる。そのさらに前の時間帯は、⑦番通常便の7時台の便をご利用いただきたい。

また、小杉駅南口に接続していることについては、南口に多くの路線が集まるのでそのようにしているが、新湊方面の利用を考えると北口と接続するのも一つの考え方と思うので、検討していきたい。県道44号線と小杉北部線のどちらを通るかについても、小杉駅北口への乗り入れと併せて検討したい。

- ・ ダイヤ改正は8月とのことだが、一方で運賃改定が12月まで検討となっている。運賃改定とダイヤ改正はリンクしないのか。
  - 運賃改定の検討は、デマンドタクシー改正を含めた検討ともなっており、そのタイミングに併せて改めて検討したいと考えている。
- ・ 利用促進について、今年度は路線改正で対応していただくことになると思うが、次年度以降も継続することが重要だと思う。この点についてアイデアがあれば聞かせていただきたい。
  - 決まったことはまだないが、今回改正では商業施設へのアクセスを高めていることから、様々な機会を通じて商業施設へ移動できるという点を市民へ働きかけていく必要もあると考える。また、新型コロナウイルス感染症に対する安全性を高めていることをアピールするほか、利用促進策については、皆様のご意見をいただきながら考えていきたい。
- ・ ヒートマップで3人を基準として色分けしているが、その基準や考え方について聞きたい。

また、人口密度が多いところは利用が多く、少ないところは少ないという傾向がある可能性も考えられる。アンケート結果を踏まえて今回の路線再編案を考えていると思うが、その根拠はアンケートだけか。

→ 色分けの基準については、見直しの方針と連動させており、5人以上はタクシーでは輸送できないためバスが必要だが、3人未満は必ずしもバスによる輸送を要しないため抜本的な見直しが必要という考えである。

また、人口密度、アンケート結果と路線再編の関係については、都市計画マスタープランでは小杉駅及び市庁舎周辺を都市中核拠点と位置付けていることに加え、アンケート結果では大島地区を中心とした移動が多く見られることから、潜在需要が高かったということで、バス路線の新設を考えている。利用の少ないところには需要に応じた運行本数を確保していきたいと考えている。

- ・ 再編後は走行キロ数が減少するとこのことだが、これにより支出の削減や収入の見込みは計算しているのか。

→ 収入見込については、現行の路線の利用者が多い部分は基本的に残しているので、大きく減少することはないのではと見込んでいる。費用の削減については、事業者とも調整が必要だが、概ね下がる見込みと考えている。運転手が効率的に配置できるかも念頭において検討したい。いずれも詳細な計算はこれから詰めていきたい。

(2) その他

- ・ 活性化再生法の改正が来週施行予定である。地域公共交通計画と名称が変わり、策定が努力義務となるが、既に策定いただいている網形成計画は、自動的に新しい法定計画に移行する。次回の見直しのタイミングで、地域公共交通計画の記載内容が合致しているかをチェックすることが必要となる。今後、手引きが国から発行されるのでそちらを参照されたい。

以上